2006年8月23日 (平成18年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理の制限について(答申)

2006年8月23日付けで諮問(第206号)された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理の制限について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理を する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

保険年金課では、昭和53年から診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の審査及び医療機関への支払い事務を神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託している。

連合会では、平成18年10月(8月診療分)から、これまで紙レセプトにより行っていた審査支払事務を、県内全保険者を対象に保険者と連合会をネットワークで接続し、磁気化(画像化)することとしている。

藤沢市国民健康保険のレセプトの件数は毎年大幅に増加しており、平成17年度の取り扱い枚数は月平均13万枚、年間約157万枚に及んでいる。連合会の審査が終わって月々返却されるレセプトの中で、高額のレセプトなどを点

検し、連合会に対し毎月約1800件程度再審査の申し出を行っているが、これに要するレセプトの並べ替え作業は、膨大なものになっている。

また、レセプトと国保資格の突き合わせによるエラーを毎月約1700件程度処理しているが、職員9名が約2週間を費やす作業となっており、過大な負担となっている。

さらに、レセプトは5年保存であるが、新館地下書庫には保存しきれず、3年分を民間倉庫を借りて保存している状態であり、保管場所にも苦慮している。藤沢市としては、こうした業務の負担軽減と保管場所の不要化を図るため、連合会と藤沢市の間にネットワークを接続し、従来紙レセプトにより事務処理を行っていた業務をコンピュータによって処理することとしたい。

なお、このシステムへのログインは、本業務を担当する職員が行うが、操作するパソコンから「指静脈認証」と「ID番号及びパスワード」を入力する方法で行う。これにより職員の権限の正当性が判断できるものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

主に次の3点の理由から、レセプトに係る諸業務をコンピュータにより処理 したい。

ア レセプトの抽出、検索、点検作業やエラーの修正作業などの業務が軽減されるため

イ レセプトの保管スペースが減り、民間倉庫を借りる必要がなくなるため

ウ 連合会が県内保険者統一のネットワークシステムを構築し、紙レセプトから磁気レセプトに切り替えるため

なお、上記処理にあたり、職員の個人認証を行うためのデータとして指静脈 データ、個人 I D 番号及びパスワードを使用する。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

ア レセプトの内容

- (ア) 被保険者氏名 (イ) 性別 (ウ) 生年月日 (エ) 障害の有無
- (オ) 傷病名 (カ) 医療機関名 (キ) 診療報酬点数 (ク) 診療(調剤)内容
- (ケ) 診療開始日及び診療日数 (コ) 被保険者番号 (サ) 診療日
- (シ) 給付割合
- イ 再審査申し出

診療 (調剤) 内容

ウ エラー修正作業

- (ア) 被保険者番号 (イ) 資格得喪年月日 (ウ) 資格得喪事由
- (エ) 保険証回収、更正及び届出年月日 (オ) 新保険者の被保険者記号番号
- (力) 資格取得年月日
- エ 指静脈データ

オ 個人 I D番号及びパスワード

(4) 事務処理の内容

ア 連合会で画像化したレセプトを検索、並び替え、抽出すること

イ 再審査の申し出をするために「再審査申出事項」に入力し連合会に送信す ること

ウ 氏名や記号番号の誤りなどの処理を行うため「過誤入力」画面に入力し送 信すること

(5) システムの機器構成

保険年金課に設置される機器 端末9台・プリンター1台

(6) 安全対策について

ア システムのセキュリティー対策

指静脈認証を用いた利用者認証機能を持った端末により作業を行う。

イ 藤沢市の個人情報保護体制

条例第16条、第17条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程 第26条の規定に基づき事務を執行する。

ウ 連合会側の個人情報保護体制

個人情報保護方針など

(7) 実施年月日

2006年(平成18年)8月24日(予定)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

実施機関の説明によれば、コンピュータ処理をする必要性は、次のとおりである。

藤沢市国民健康保険のレセプトの件数は毎年大幅に増加しており、平成17年度の取り扱い枚数では月平均13万枚、年間約157万枚に及んでいる。連合会の審査が終わって月々返却されるレセプトの中で、高額のレセプトなどを 点検し、連合会に対し毎月約1800件程度再審査の申し出を行っているが、 これに要するレセプトの並べ替え作業は、膨大なものになっている。

また、レセプトと国保資格の突き合わせによるエラーを毎月約1700件程度処理しているが、職員9名が約2週間を費やす作業となっており、過大な負担となっている。

さらに、レセプトは5年保存であるが、新館地下書庫には保存しきれず、 3年分を民間倉庫を借りて保存している状態であり、保管場所にも苦慮してい る。

このような事情の元、連合会は、平成18年10月(8月診療分)から、これまで紙レセプトにより行っていた審査支払事務を、県内全保険者を対象に保険者と連合会をネットワークで接続し、磁気化(画像化)することとしている。藤沢市としては、前述した業務の負担軽減と保管場所の不要化を図るため、連合会と藤沢市の間にネットワークを接続し、従来紙レセプトにより事務処理を行っていた業務をコンピュータによって処理することとしたいとのことである。また、このシステムへのログインは、本業務を担当する職員が行うが、操作するパソコンから「指静脈認証」と「ID番号及びパスワード」を入力する方法で行う。これにより職員の権限の正当性が判断できるとのことである。

以上より、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

システムのセキュリティー対策については、指静脈認証を用いた利用者認証機能を持った端末により作業を行うとのことであり、連合会では個人情報保護 方針などにより個人情報保護体制が敷かれているとのことである。

したがって、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上